令和8年度 放課後児童会入会申込みの受付について ≪雑続入会用≫

令和8年4月1日から継続して放課後児童会に入会を希望される方は、下記のとおり必ず受付期間内に申込みをしてください。【自動継続ではありません。】

提出書類

提出書類チェックリストを確認しながら漏れのないようにご準備ください。

提出書類 の準備 【留意点】第七小学校区においては、「第七放課後児童会」「くみの木放課後児童会」のいずれかでの入会となります。入会申込書には、第一希望の児童会名を記入してください。ただし、いずれかの放課後児童会で定員を超える申し込みがあった場合、第二希望となる放課後児童会への入会を案内することがあります。また、両方の放課後児童会で定員を超える申し込みがあった場合、入会をお待ちいただくことがあります。(詳しくは「放課後児童会入会のご案内」にある「入会を希望する放課後児童会について」をご確認ください。)

書類の 提出

※郵送受付は 不可 受付期間①令和7年 | 2月 | 5日(月)から令和7年 | 2月 25日(木)午後 6時まで

[対象]継続入会申込者のみ。

受付場所・時間①の期間中:各放課後児童会の開設時間中

※「提出書類チェックリスト」を用いて書類に不備がないように提出をお願いします。

(チェックリストにチェック漏れがある場合、一度すべての書類を返却させていただきます)

混雑時間帯を避け、午後5時から6時まで等にご提出いただくようご協力をお願いいたします。午後4時30分前後は方面別下校時間と重なるため、支援員の対応が難しい場合があります。

受付期間② 令和8年 | 月6日(火)から | 月20日(火)まで

[対象]新規入会申込者

(継続入会申込者については新規入会申込者の兄弟姉妹分のみ)。

受付場所・時間 ②の期間中:市役所(期間によって受付場所が異なります。)

|月6日(火)から|月9日(金)まで: 市役所3階 第一会議室

| 1月||3日(火)から||月20日(火)まで: 市役所||階 || |番窓口 こども育成グループ

〕 平 日・・・・午前9時から午後5時00分まで |月|7日(土)・・・午前9時から正午まで

※継続入会児童の兄弟姉妹で、新規入会の申込みをされる方は、②の期間中に市役所に直接申込みをしてください。

入会可否の お知らせ

(入会の内定通知)

令和8年2月下旬に郵送でお知らせします。(入会の内定通知、待機通知)

放課後児童会には入会承認基準があります。定員を超える申込みがあった場合、入会選考を実施します。結果により待機となる場合があります。先着順ではありません。 ※申請(入会)の取り下げを希望される場合は2月末日までに必ずご連絡ください。 ※負担金の減免申請については内定通知でご案内します。該当する方については年度ごとに申請が必要です。

入会承認通知 のお渡し

日時・場所: 令和8年3月2日(月)から3月7日(土) 各放課後児童会室にて 入会決定の承認通知などをお渡しします。

※<u>入会承認通知をお受け取りいただくことで正式に入会が決定します。</u>必ず保護者 の方が受け取りに来てください。

【お問い合わせ先】大阪狭山市教育委員会事務局こども政策部

こども育成グループ(放課後児童会担当) 電話 072-360-4531(直通)

(裏面に『よくある質問について』が続きます。)

よくある質問について

入会申し込みの書類等についてのよくある質問をまとめています。記入いただく際に不明な点があれば、一度こちらをご確認ください。

	質問	回答
就労証明書について	兄弟(姉妹)で申込みをするのですが、就労証明書はI部で良いですか。	2部(申込み人数分)ご用意ください。 ただし、原本と原本のコピーでの提出も可能です。(原本の提
		―― ―― 出はI部必ず必要です。)コピーは提出前にご自身で行ってください。
	就労証明書の証明日は記入しますか。	必ず勤務先で記入して貰ってください。原則、11月1日以降に 証明された書類を提出してください。
	保育所等の入園申込み(現況届の 提出)で、就労証明書を準備した のですが、児童会用に就労証明書 の準備も必要ですか。 11月1日以前の証明日のもので も良いですか。 求職中なので就労証明書を出せな	本市の保育所等の入園申込み・現況届の提出時に作成する就労証明書(II月I日以前の証明日であっても、本市提出用に作成・受理されたもの)をコピーしたものでの申込みも可能です。コピーは提出前にご自身で行ってください。 ※すでに提出済みの場合の就労証明書については窓口(市役所I階II番こども育成グループ)で原本をコピーしますので直接お問い合わせください。 申立書の「3. 求職中」に印をつけ、ハローワークの受付票など、求職中であることが分かる書類を添付してください。なお、
	いのですがどうすれば良いですか。 就労証明書の準備が間に合わないのですが、申込みはできないのですか。	求職状況については3か月ごとを目安にこども育成グループよりご確認させていただきます。 申立書の「6.その他」の欄へ『就労証明書を○○日までに提出します。』と記入の上、申込みをすることが可能です。 ただし、定員を超える申込みがある場合などで優先順位をつける際に、優先度が低くなる可能性があります。なるべく早くのご提出をお願いします。
時間延長について	時間延長を利用することはないと 思うのですが、申込書の提出は必 要ですか。	必要です。 事前の申込みが必要な為、利用予定の有無に関わらず、「放課後児童会開設時間前後利用申込書」の提出をお願いします。なお、利用がなければ延長料金は発生しません。
	時間延長の利用期間は分からない のですが、どのように書けば良いで すか。	どういった利用の場合も、「令和8年4月1日から令和9年3月31日まで」と早朝・夕方ともにご記入ください。 また、希望理由についても該当の番号に丸印をつけてください。
利用期間について	育児休暇を取得予定(取得中)な のですが、児童会の利用はできます か。	育児休暇取得中は児童会利用の対象外となっています。 4月から復職予定である場合や、産前産後休暇の取得中の 場合は利用可能です。
	夏休みなどの長期休みの期間だけ の利用ができる申込みはありませ んか。	長期休暇等の限定期間の申込み受付は行っておりません。 4月以降に利用したい場合、随時受付は行っておりますが、申 込時点で既に定員に達している場合は、入会をお待ちいただ くことがあります。